

別表六（十）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の4第4項若しくは第7項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）又は令和8年改正前の措置法（以下1において「令和8年旧措置法」といいます。）第42条の4第4項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において措置法第42条の4第7項の規定の適用を受けようとする場合（当該法人が同条第8項第3号の通算法人である場合には、同号イの他の通算法人が同項第2号に規定する他の事業年度において同条第4項又は令和8年旧措置法第42条の4第4項の規定の適用を受ける場合及び当該他の事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において措置法第42条の4第7項の規定の適用を受けようとする場合を含みます。）を含みます。）に記載します。
- 2 「(4)のうち国外委託試験研究に係る試験研究費の額5」の欄の内書には、同欄に記載する金額のうち「(1)のうち中小企業者等の試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額3」に係る金額を記載します。
- 3 「控除対象試験研究費の額6」の欄は、当該事業年度（通算子法人である措置法第42条の4第8項第3号の通算法人にあつては、当該事業年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度。以下3において同じです。）が令和8年4月1日前に開始した事業年度である場合には「又は $(5) \times \frac{50, 60 \text{又は} 70}{100} + (4) - (5)$ 」を消し、当該事業年度が同日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度である場合には「(4)又は」及び「50、60又は」を消し、当該事業年度が同年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度である場合には「(4)又は」、「50、」及び「又は70」を消し、当該事業年度が同年4月1日以後に開始する各事業年度である場合には「(4)又は」及び「、60又は70」を消します。また、同欄の内書には、同欄に記載する金額のうち「(1)のうち中小企業者等の試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額3」に係る金額を記載します。
- 4 「比較試験研究費の額7」の欄は、当該事業年度（通算子法人である措置法第42条の4第8項第3号の通算法人にあつては、当該事業年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度。以下4において同じです。）が令和3年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する各事業年度である場合において同条第4項若しくは第7項の規定の適用を受けるとき又は当該事業年度が同年4月1日以後に開始する各事業年度である場合において同項の規定の適用を受けるときにのみ記載します。
- 5 「8」から「14」までの各欄は、当該事業年度（通算子法人である措置法第42条の4第8項第3号の通算法人にあつては、当該事業年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度）が令和3年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する各事業年度である場合において同条第4項の規定の適用を受けるときにのみ記載します。
- 6 「当期税額控除可能額20」の欄は、当該法人が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には「(15)と(19)のうち少ない金額)又は」を消し、その他の場合には「又は(別表六(十)付表一「23」、「26」又は「28」)」を消します。
- 7 「同上のうち当期繰越税額控除可能額25」の欄は、当該法人が措置法第42条の4第8項第12号の通算法人である場合には「(23)と(24)のうち少ない金額)又は」及び「((1)≤(7)又は(7)=0の場合は0)」を消し、その他の場合には「又は(別表六(十)付表二「7」)」を消します。
- 8 「29」から「31」までの「当期分」の各欄は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。
 - (1) (2)以外の法人 当該事業年度が令和8年4月1日以後に開始する各事業年度である場合にのみ

記載します。

(2) 措置法第42条の4第8項第3号の通算法人 記載しません。

9 「当期控除可能額30」の「計」の欄は、当該法人が措置法第42条の4第8項第12号の通算法人である場合には、同欄中「25」とあるのは、「別表六(十)付表二「9の超過額発生事業年度以外の事業年度」

として記載します。

10 「翌期繰越額31」の各欄の外書には、別表六(六)「8」又は別表六(六)付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。